

# 平成 2 1 年度予算編成方針

## 1 国・県の動向

日本経済は、息の長い景気回復を続けてきたが、世界経済の変化に即応して成長する仕組みはいまだ確立されていないため、都市と地方の格差拡大や非正規雇用の増大などの問題も生じている。また、昨今の原油・素材価格の高騰に加えて米国におけるサブプライム住宅ローン問題等を背景としたドル安に伴う円高の影響により、企業収益は減少しており、また、石油製品や食料品等の値上がりは、家計を圧迫し、消費者意識を悪化させ、個人消費がおおむね横ばいとなっている状況にあるなど、今後も景気は低迷すると見込まれている。

こうしたなか、国の平成 2 1 年度予算編成においては、改革努力を継続する厳しい概算要求基準を設定し、メリハリの効いた歳出の見直しを行うとともに、財政健全化と重要課題への対応を両立させるため、これまで以上に一般会計・特別会計全体を根底から厳しく洗い直し、それによって「経済財政改革の基本方針 2008」に示した重要課題実現のために必要となる財源を捻出し、歳出の抑制と真に必要なニーズに応えるための財源の重点配分を行うこととしている。

また、千葉県の平成 2 1 年度予算では、景気の減速に伴い県税収入の落ち込みが懸念される一方、地方交付税についても大きな伸びが見込めないことなどから、歳入全体として増額を見込むことは困難な状況であるとともに、歳出においても、社会保障費をはじめとする義務的経費が引き続き増加する見込みであり、これまでと同様、極めて厳しい財政状況が続くものと想定されている。

## 2 本市の財政状況

本市においては、新行財政改革実行プランに基づき、行財政改革の取組みを進め一定の成果をあげてきたものの、平成 1 9 年度決算における歳入では、市税収入が税源移譲、定率減税の廃止等により大幅な増となっているが、今後は、つくばエクスプレス沿線整備等の影響による人口増などがあるものの微増にとどまる見込みである。市税と並ぶ主要な一般財源である地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税が

大幅に減収となり、市税の増収効果が、地方交付税等の収入の減額によって打ち消される状況は改善されず、歳入全体として伸びを見込むことは困難な状況にある。

一方、歳出では、国民健康保険などの他会計への繰出金が増加したほか、生活保護費などの扶助費は依然として増加傾向を示している。また、つくばエクスプレス沿線の各種関連事業を積極的に展開していく必要があるほか、あらゆる分野における事業が目白押しの状況である。

このような状況から、平成19年度では、平成9年度以来取り崩すことのなかった財政調整積立基金からの2億円の繰入金や臨時財政対策債の発行により収支均衡を図ったところであり、90%未満に抑制してきた経常収支比率は90.3%となり、単年度収支についてもマイナスとなっている。また、平成20年度においても、平成19年度以上の財政調整積立基金からの繰入れが懸念され、財政状況は依然として厳しい状況にある。

しかしながら、厳しさを増す経済情勢であるがゆえに、市に寄せる住民の期待・要望は高まっており、日々生まれる新たな行政課題に的確に対応し、市民一人ひとりの生活を守っていかなければならない行政の責務は非常に重いものとなっている。こうした認識に立ち、平成21年度の予算編成においては、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

### 3 予算編成の基本方針

平成21年度は、前期基本計画の最終年度に当たる区切りの年であり、後期基本計画へ引き継ぐための年となるが、前述のとおり非常に厳しい財政環境の中での予算編成となる。本市が置かれた厳しい財政環境について全職員が共通認識し、状況に応じて新たな視点から事業を見つめ直し再構築するなど、これまでに増して創意工夫を凝らした予算編成作業への取組みが求められるものである。

平成21年度は、前段で記載したとおり、後期基本計画へ引き継ぐための課題への対処、各種施策、事業を展開していくための所要財源が必要となるため、非常に厳しい収支状況となるが、市民満足度の向上を図るため、引き続き、後年度の財政運営に影響を及ぼさない範囲

内で、臨時財政対策債や財政調整積立基金等、各種基金の活用などの財源対策を講じざるを得ないと考えている。

しかしながら、例年、各部局から出される概算の政策的事業の要求額の総計は、歳入見込額をはるかに超えている状況であり、既定の計画・事業を前提とした事業精査のみではとても追いつかないのが実情である。このため、歳入に見合った歳出が予算編成の基本であることを再認識するとともに、市民満足度を高め、都市間競争をリードすることを念頭に、各部門の自己責任・自己決定をもって事業の取捨選択を行うことなど、各部局長のリーダーシップの下、事業の優先度、熟度、緊急性、さらなる財源確保の可能性などを総合的に精査し、これらの乖離を埋めていくことが平成21年度予算編成の大きな課題となる。

そこで、平成21年度当初予算に当たっては、次の基本的考え方に基づき、要求することとする。

#### (1) コスト意識をもった予算編成

コスト意識を持ち、先例にとらわれることなく、積極的に事業の見直しを進め、議会はじめ市民の理解、共感が得られる内容とすること。具体的には次のような視点に立って予算編成を行うこと。

- ・ 必要性：行政が担う必然性があるか
- ・ 効率性：投入される全ての財源に見合う成果が見込めるか
- ・ 有効性：期待される効果を最大化できる手法が選択されているか
- ・ 優先性：上記観点を踏まえた上で、さらに他事業よりも優先度が高いか

#### (2) 事業の厳選

総合計画で定めている36本の施策についての目標値への到達度、新行財政改革実行プランで定めた改革実施項目の達成状況等を検証した上で、引き続き、総合計画に沿って、つくばエクスプレス関連事業や少子高齢化対策、安心安全対策、健康都市関連事業など、市民生活に密着した事業を実行するために、必要性、緊急性及び効率性等を十分勘案し、厳選して事業を実施することとする。

( 3 ) 行政評価システムによる見直し

限られた歳入の中でより効率的で効果的な行財政運営を行っていかねばならない状況にあることを認識し、人件費の削減をはじめ、行政評価システムによる徹底した事業の見直しを行い、縮小・廃止等を予算に反映させることとする。

( 4 ) 枠配当

経常的経費及び政策的経費は、それぞれ流山市総合計画に定められた36施策別に一般財源ベースで枠配当する。

枠配当額は、別に示す額とするが、各部課長は、当該施策の枠配当額内に収まるよう優先度評価等により関係部署間の調整を行い、予算見積書を企画財政部長に提出すること。

なお、枠配当額を超える要求は原則として受け付けない。各施策ごとに最大限の努力、工夫をすること。

(ア) 経常的経費

経常的経費の枠設定については、平成20年度当初予算及び補正予算の経常的経費の特定の節に関して、一般財源ベースで3%又は20%削減した額とする。

ただし、扶助費を含む事業の経費は枠外とし、枠配当額から事業自体を除外してあるので注意すること。

(イ) 政策的経費

政策的経費については、実施計画(平成20年度～平成21年度)に位置付けられている事業又は企画政策課へ提出してある新規・変更事業で優先度評価会議において枠内に収めた事業のみ予算要求すること。

なお、新規事業に当たっては、各施策の第2次評価における施策管理シートに平成21年度新規事業として掲載してある事業で、かつ、実施計画で認められたものであること。

( 5 ) 新規事業、既存事業の拡充

新規事業や既存事業の拡充分の財源については、原則として、既存事業の廃止・縮減により確保するものであることを十分認識する

こと。

また、新たに立ち上げる事業については、費用対効果を十分に検討すること。特に、後年度のランニングコストに目を向け、健全な事業運営を可能とする事業設計を行うこと。更に、事業の終期を明確にすること。

#### ( 6 ) 的確な見積り、十分な精査

当初予算は、通年予算として編成するもので年間の所要額を的確に見積り、年度途中における補正、流用の必要がないように要求すること。また、要求額の算定に当たっては、執行（見込）額や事務量の増減につながる要因を考慮に入れ、多額の不用額や不足額を生じることがないように注意すること。さらに、事業者から徴した見積金額のみに頼ることなく、見積りの条件、実施方法の妥当性などについても十分に精査すること。

#### ( 7 ) 実施可能な計画、繰越の防止

会計年度独立の原則を堅持し、適正な事業の実施が可能となるよう計画を立て要求することとし、安易に繰越しをすることのないように注意すること。

#### ( 8 ) 財源の確保

市税等の徴収率の向上をはじめ、各種自主財源の確保はもちろんのこと、国庫支出金等の特定財源の確保についても、職員一人ひとりがアンテナを高くして情報を収集するほか、様々な方法で検討、模索して、財源の確保に全力で取り組むこと。

国財政の健全化等を背景に、地方行財政改革が大きな変容の時期を迎えていることから、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視し、的確な予算対応を図ること。国、県からの財政支援が減少する事業については、事業の見直しの好機ととらえ、先例にとらわれることなく柔軟な思考をもって対応すること。

また、市民のためにどうしても継続しなければならない事業についても、国、県からの財政支援の減少分を市の単独費で肩代わりすることが選択肢であると即断することなく、あらゆる機会を通じて

国、県への要望を行い、必要な財源確保について積極的に行動すること。

( 9 ) 市民等との協働を視野に入れた事業設計

今後の行政運営のあり方を考えた場合、市民等と行政とが「協働」し、対等な立場で連携することが求められている。単に行政の補完的な役割を期待しての「協働」ではなく、市民等の独創性や英知を結集できる「協働」のあり方を念頭におき、既存の事業見直しや再構築を行うこと。

( 10 ) 特別会計、企業会計

特別会計、企業会計においても前述の事項を踏まえ、編成すること。

( 11 ) その他、予算編成上の留意事項は、別記を参照すること。